

丸亀市敬老記念品事業業務委託仕様書

1 業務名

丸亀市敬老記念品事業業務委託

2 業務目的

令和 7 年 12 月 31 日までに 80 歳以上となる高齢者（以下「80 歳以上高齢者」という。）の長寿を祝い、多年にわたり社会の発展に貢献されたことに感謝するため、80 歳以上高齢者に対して敬老記念品を贈呈する。

本業務は、80 歳以上高齢者に敬老記念品を贈呈するため、敬老記念品の選定、調達及び対象者に配送する業務を委託するものである。

3 委託契約期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日まで

4 業務内容

（1）記念品の提案

ア 提案する品目（以下、提案品）は食料品、工作物、繊維既製品等その種類は問わないが、丸亀市内産品あるいは丸亀市の特産品を中心として選定するとともに、「2 業務目的」を達成できるものであること。

イ 提案品は、複数の品を組み合わせることも可とする。その場合、丸亀市内産品を最低 1 品加えることを必須とする。

ウ 提案品が食料品等その品質を保持できる期間や方法に制限があるものについては、発送日から概ね常温で 4 か月程度保持できるものに限る。

エ 提案品は、必要に応じて適切な包装を行うこと。このとき、「祝敬老」等の印字又はのし紙の添付を行うこととし、これは契約額の範囲内で行うものとする。詳細は、受託候補者選定後の打ち合わせにて別途協議する。

オ 提案品には、添え状を同封すること。添え状の作成は、契約額の範囲内とし、その内容については委託者受託者が別途協議する。

カ 記念品受領者に対して、安全性の不保持やその他深刻な不利益を与える（破損によるケガ等）蓋然性が高いと当市が判断する提案品は認めない。

（２）記念品の調達

ア 調達数量は今のところ 11,600 個程度を見込んでいるが、数量は令和 7 年 8 月 1 日以降に確定するので、数量の変動があることを想定しておくこと。詳細は、受託候補者選定後の打ち合わせにて別途協議する。

イ 令和 7 年 8 月 1 日以降に調達数量が確定した後に、委託者の要請があれば追加調達も行うこと。

（３）記念品の発送

ア 記念品の届け先は、委託者が、令和 7 年 8 月 10 日頃、対象者リスト（電子データ）を提供するので、これにより発送の手配をすること。また、入所系施設への発送は、個人宛ではなく、施設宛とし、指定された個数を発送するものとする。

イ 記念品の発送は、原則令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 9 月 18 日までに行うこととする。ただし、事情がある場合は、委託者受託者が別途協議して決定する。

ウ 受託者は記念品や発送に係わる問い合わせや苦情への対応を行う。なお、緊急及び重要な案件である場合には、速やかに丸亀市に報告し、委託者受託者協議の上で対応すること。

エ 住所不明、長期不在等の場合は、委託者に報告し、その指示に従うこと。

5 個人情報の保護

（１）受託者は本業務の遂行にあたっては、別記（第 10 条関係）の個人情報の取扱いに関する特記仕様書を遵守すること。

（２）受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他の個人情報保護に必要な措置を講じること。

（３）受託者は、情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに漏えい等を防止する措置を講じるとともに、丸亀市に書面で状況を報告し、指示を受けること。

6 その他特記事項

（１）受託者は、作業の方法や順序及び作業の実施に必要な事項について、常に本市と緊密に連絡を取り合い、その指示に従いながら本業務の目的を達成しなければならない。

- (2) 本業務の連絡調整については緊密に行うこととし、本市からの求めに応じて、受託者は専門的な助言等の支援を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の履行にあたって、本市の作業に支障を来たすことのないよう、人員体制等、万全な業務推進体制を整えること。
- (4) 受託者は、受託業務の実施予定及び実施状況について、定期的に本市に報告するとともに、本市から求められた時には速やかに報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令を遵守すること。
- (6) 記念品に欠損等の不良が確認された場合、受託者は自らの負担により速やかにこれを回収し、かつ代替品を納入すること。ただし、その不良が明らかに受託者の責めに因らないものと判断できる場合は、この限りではない。
- (7) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とする。ただし、法令に基づく要請があった場合この限りではない。
- (8) 本仕様書について定めのない事項等が生じた場合、又は本業務履行上、基本事項の変更の必要が認められた場合には、委託者と受託者間で双方協議の上、定めるものとする。